

県立可部高等学校移転整備事業

落札者決定基準

平成17年7月

広島県

目 次

I. 総則	1
II. 審査の流れ	1
III. 資格審査	2
IV. 提案審査	2
1. 入札金額の確認	2
2. 基礎審査	2
3. 総合審査	2
V. 優秀提案の選定	6
VI. 審査委員会の業務	6
表1 参加資格の確認内容及び確認方法	7
表2 基礎審査における要求水準確認項目	10
表3 総合審査における評価項目及び配点	13

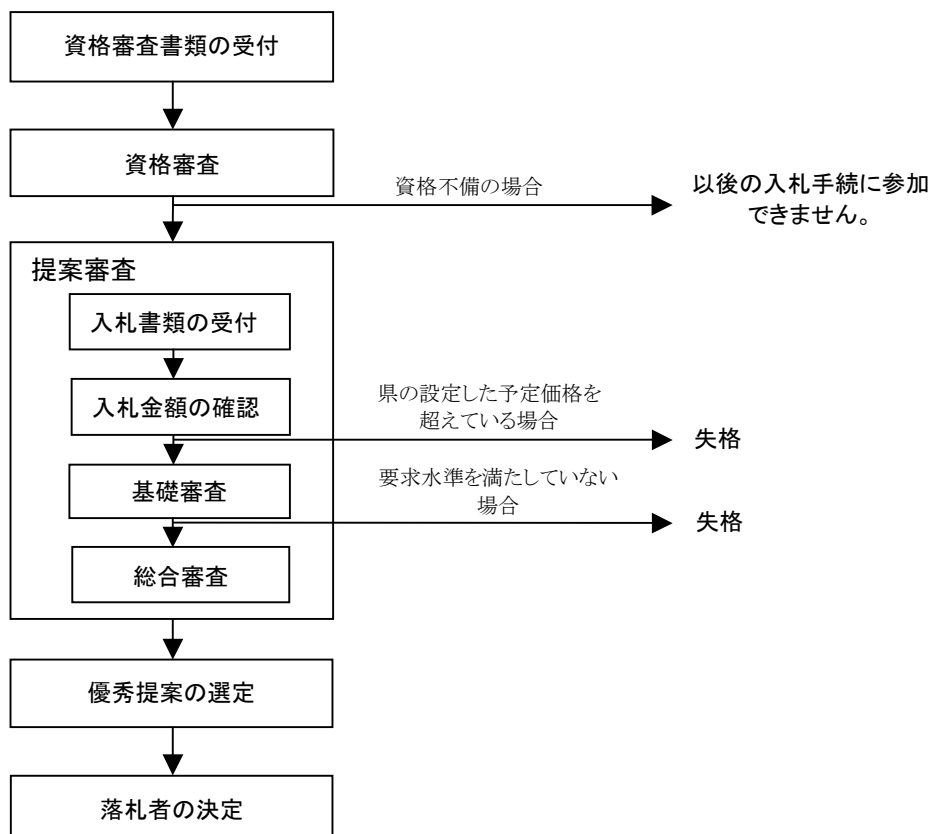
I. 総則

本落札者決定基準は、広島県(以下、「県」といいます。)が、県立可部高等学校移転整備事業(以下、「本事業」といいます。)を実施する民間事業者(以下、「事業者」といいます。)を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものです。

本事業は、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであります。事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札により、県の財政負担額に加え、新設施設の設計業務、新設施設の建設業務、既存施設の解体等業務、新設施設の維持管理業務及び事業計画等の提案内容を総合的に評価します。

落札者は、技術、法務、金融などの専門家及び学識経験者で構成される「県立可部高等学校移転整備事業に係る民間事業者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」といいます。)における本基準に基づく評価及び選定結果を受けて、県が決定します。

II. 審査の流れ



Ⅲ. 資格審査

入札参加者が入札説明書に記載された参加資格要件を満たしていることを確認します。資格不備の場合は、以後の入札手続に参加できません。

参加資格要件の確認内容及び確認方法は、表1「参加資格の確認内容及び確認方法」に示すとおりとします。

Ⅳ. 提案審査

1. 入札金額の確認

入札書に記載された入札金額（事業期間を通じて県が支払うサービス購入料の総額）が、県の設定した予定価格を超えていないことを確認します。入札金額が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とします。

2. 基礎審査

提案書等に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を全て満たしていることを、表2「基礎審査における要求水準確認項目」により確認します。

要求水準書に示す水準を満たしていない場合、その入札参加者は失格とします。

3. 総合審査

提案書等に記載された内容について、下記に示す「評価項目ごとの得点化方法」に従って評価し得点化します。得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定します。

(1) 評価区分と配点

評価区分	配点
①設計業務に関する事項	60
②新設施設の建設業務及び既存施設の解体等業務に関する事項	10
③新設施設の維持管理業務に関する事項	15
④事業計画全般に関する事項	15
⑤サービス購入料に関する事項	100
計	200

(2) 評価式

$$\text{総合得点} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}$$

(3) 評価項目ごとの得点化方法

各項目の評価は、原則として5段階で評価します。

評価	評価の意味合い	得点化方法 ※
A	特に優れている	配点 × 1.0
B	AとCの中間程度	配点 × 0.8
C	優れている	配点 × 0.6
D	CとEの中間程度	配点 × 0.4
E	優れているとはいえない	配点 × 0.2

※ 得点は小数点以下第2位を四捨五入

(4) 評価項目の具体的内容

評価項目の具体的な内容は次のとおりです。評価の視点については、表3「総合審査における評価項目及び配点」によります。

① 新施設の設計業務に関する事項（60点※）

※配点（満点時の得点）。以下同じ。

<評価項目>

a) 敷地の利用計画（10点）

1) ゆとりがあり、機能ごとにまとまりのある利用しやすい施設配置計画，屋外体育施設及び外構整備の計画

b) 諸室の配置計画及び各室計画（20点）

1) 全日制課程と定時制課程の両生徒が円滑に生活・学習できるなど，様々な利用形態に対応した，使いやすい諸室の配置計画及び動線計画

（10点）

2) 高機能かつ多機能な学習環境を実現する各室計画（5点）

3) 採光・通風・換気・遮音等に配慮するなど快適かつ健康的な室内環境の確保（3点）

4) 変化に対応できるフレキシビリティの高い計画（2点）

c) 地域への配慮等（10点）

1) 可部地区や可部高校の特徴等に配慮した計画（7点）

2) 施設整備が周辺住民に与える影響に配慮した施設計画（3点）

d) 環境への配慮及びライフサイクルコストの低減（12点）

1) 地球全体の環境への負荷軽減に配慮した計画（5点）

2) ライフサイクルコストの低減に配慮した計画（7点）

e) 快適で安全な施設計画（8点）

1) バリアフリー等ユニバーサルデザインへの積極的な取り組み（5点）

2) 防犯性に配慮した計画及び耐震性・防災性への配慮（3点）

② 新設施設の建設業務及び既存施設の解体等業務に関する事項（10点）

<評価項目>

- a) 新設施設の建設業務（4点）
 - 1) 建設業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等
- b) 既存施設の解体等業務（3点）
 - 1) 解体等業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等
- c) 地球環境保全に配慮した施工計画（3点）
 - 1) 地球環境保全に配慮した施工計画

③ 新設施設の維持管理業務に関する事項（15点）

<評価項目>

- a) 建築物等維持管理業務（3点）
 - 1) 建築物の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び提案
- b) 設備維持管理業務（2点）
 - 1) 設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び提案
- c) 屋外体育施設・外構等維持管理業務（3点）
 - 1) 屋外体育施設・外構等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び提案
- d) 環境衛生管理・清掃業務（2点）
 - 1) 各業務の管理項目・作業内容・頻度等に関する適切な業務遂行計画及び提案
- e) 大規模修繕計画の提案（3点）
 - 1) 長期に亘り、建物性能を維持し資産価値を保全するための改修計画
- f) 光熱水費削減の提案（2点）
 - 1) 長期に亘り、光熱水費の削減を可能とするための計画及び提案

④ 事業計画全般に関する事項（15点）

<評価項目>

- a) 本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な業務執行体制（5点）
 - 1) 業務実施体制，役割分担，各業務の実施体制
- b) リスク管理方針と対策（3点）
 - 1) 事業期間中に顕在化する恐れのあるリスクへの対応
- c) 事業の安定性・継続性（5点）
 - 1) 事業の安定性確保に向けた対応策，運転資金の不足に対する対応策（3点）
 - 2) 適切な事業収支計画，キャッシュフロー計画の妥当性（2点）
- d) 地域社会経済への配慮（2点）
 - 1) 地域社会経済への配慮についての考え方・提案

⑤ サービス購入料に関する事項（100点）

県が支払うサービス購入料を合計した額の現在価値化した値が最も低いもの（1位）を満点とし、次順位以下は、1位の金額との比率を用いて算出します。

- ・ 計算式 得点 = 配点 × 最低提案金額 / 当該入札参加者の提案金額
- ・ 計算例

区分	提案金額	得点	算出方法
A社（1位）	25億円	100.00点	満点付与
B社（2位）	28億円	89.29点	100点 × (25億円 / 28億円)
C社（3位）	30億円	83.33点	100点 × (25億円 / 30億円)

V. 優秀提案の選定

上記の基準及び方法に従って審査を行い、評価に基づく各項目の得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定します。

VI. 審査委員会の業務

審査に際しての審査委員会の役割は次のとおりです。

(1) 事業者の選定に関する事項

- ① 事業者選定方式の検討・意見表明
- ② 落札者決定基準の検討・作成
- ③ 応募書類の審査・評価
- ④ 優秀提案の選定及び県への選定結果の報告

(2) その他関連事項

- ① 実施方針等の検討
- ② 募集資料等の案及び事業推進に関する意見表明

※審査委員会における評価及び選定結果に基づき、県が落札者を決定します。

表 1 参加資格の確認内容及び確認方法

種別	項目	確認内容	確認方法
①参加資格要件	a) 共通	1) 応募企業又は応募グループの構成員が他の応募グループを構成していないこと及び同一応募者が複数の提案を行っていないこと。	「様式 2-3 応募グループの構成員・協力会社表」他により確認する。
		2) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。	様式 2-2 に示す添付書類のうち「貸借対照表及び損益計算書」他により確認する。
	b) 設計業務	1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。	様式 2-2 に示す添付書類のうち「建築士事務所登録証明書の写し」により確認する。
		2) 広島県の平成 17・18 年測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている格付が A であること。	様式 2-2 に示す添付書類のうち「広島県の平成 17・18 年測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査結果通知の写し」及び県の資料により確認する。
		3) 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校施設の設計業務(校舎又は体育館の新築, 増築又は改築に係る設計業務)の実績を有すること。	「様式 2-5 設計業務実績表」及び様式 2-2 に示す添付書類のうち「設計業務実績を確認することのできる資料(契約書の写し等)」により確認する。
	c) 建設業務 (建築工事)	1) 建設業法第 15 条の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。(入札書類の提出日において、5 年以上の期間、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。)	様式 2-2 に示す添付書類のうち「5 年以上継続して建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けていることを証明する書類」により確認する。
		2) 平成 16 年広島県告示第 1212 号(平成 17 年度及び平成 18 年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下、「資格告示」という。)に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の格付が、A である者又は A・A 若しくは A・B の組合せによる共同企業体であること。	様式 2-2 に示す添付書類のうち「平成 16 年広島県告示第 1212 号による資格認定結果通知の写し」及び県の資料により確認する。
		3) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること。(共同企業体の場合は、代表者に限る。) <ul style="list-style-type: none"> - 一級建築士又は一級建築施工管理技士 - 建築一式工事について監理技術者資格者証の交付を受けている者 	「様式 2-6 監理(主任)技術者の資格・工事経験」、様式 2-2 に示す添付書類のうち「一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格証明書の写し、及び建築工事にかかる監理技術者資格者証の写し」により確認する。

種別	項目	確認内容	確認方法
		<p>4) 共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 施工の方式は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること。</p> <p>イ 代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。ただし、格付が異なる者の間では、格付が上位の者とする。</p> <p>ウ 構成員の出資比率の最小限度は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。</p> <p>エ 構成員が、他の応募者の構成員（他の応募者の構成員である共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p> <p>オ 代表者以外の構成員については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で1名以上配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一級建築士又は一級建築施工管理技士 - 建築一式工事について監理技術者資格者証の交付を受けている者 	<p>「様式2-3 応募グループの構成員・協力会社表」、「様式2-9 共同企業体の代表者・構成員表」他により確認する。</p>
	d) 建設業務 (土木工事)	<p>1) 建設業法第15条の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。</p>	<p>様式2-2に示す添付書類のうち「土木工事業にかかる特定建設業の許可を受けていることを証明する書類」により確認する。</p>
		<p>2) 資格告示に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の格付のうち、土木一式工事に係る格付が、A又はBであること。</p>	<p>様式2-2に示す添付書類のうち「平成16年広島県告示第1212号による資格認定結果通知の写し(土木一式工事)」及び県の資料により確認する。</p>
		<p>3) 本工事に対応した監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p>	<p>「様式2-6 監理(主任)技術者の資格・工事経験」、様式2-2に示す添付書類のうち「土木工事にかかる監理技術者資格者証の写し」により確認する。</p>
	e) 上記 c), d) 以外の建設業務	<p>1) 電気工事及び管工事に当たる者は、資格告示に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の電気工事及び管工事に係る格付が、Aであること。</p>	<p>様式2-2に示す添付書類のうち「平成16年広島県告示第1212号による資格認定結果通知の写し(電気工事及び管工事)」及び県の資料により確認する。</p>
		<p>2) 電気工事及び管工事以外の工事に当たる者で、入札参加者又は協力会社となる場合は、建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じた許可を受けていること。</p>	<p>様式2-2に示す添付書類のうち「当該建設工事業にかかる建設業の許可を受けていることを証明する書類(電気工事及び管工事以外)」により確認する。</p>

種別	項目	確認内容	確認方法
	f) 維持管理 業務	1)平成15年広島県告示第1382号,平成16年広島県告示第61号,平成16年広島県告示第1338号又は平成17年広島県告示第566号によって資格を認定され,入札説明書に示す業務を希望業種としている者であること。 2) 単独又は複数の者で,上記の希望業種をすべて満たすこと。	様式2-2に示す添付書類のうち「平成15年広島県告示第1382号,平成16年広島県告示第61号,平成16年広島県告示第1338号又は平成17年広島県告示第566号による資格認定結果通知の写し」及び県の資料により確認する。
②参加資格制限		1)地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。	「様式2-1 入札参加資格確認申請書」により確認する。
		2)広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を受けていない者であること。	県の資料により確認する。
		3)建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。	県の資料により確認する。
		4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。(ただし,手続開始の決定後,知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く)	「様式2-1 入札参加資格確認申請書」により確認する。
		5)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(ただし,手続開始の決定後,知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く)	「様式2-1 入札参加資格確認申請書」により確認する。
		6)最近1年間の法人事業税,法人県民税,消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。	様式2-2に示す添付書類のうち「納税証明書(原本)」により確認する。
		7)本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと。	「様式2-1 入札参加資格確認申請書」及び「様式2-3 応募グループの構成員・協力会社表」により確認する。
		8)審査委員会の委員本人,委員が属する企業と資本面又は人事面において関連がないこと。	「様式2-1 入札参加資格確認申請書」及び「様式2-3 応募グループの構成員・協力会社表」により確認する。
		9)暴対法(平成3年法律第77号)に規定される,暴力団,暴力団員及び暴力団準構成員,並びに暴力行為の常習者,又はそのおそれのある者でないこと。	「様式2-1 入札参加資格確認申請書」,「様式2-3 応募グループの構成員・協力会社表」及び県の資料により確認する。

※入札参加資格の確認基準日は,入札書類の提出期限日とします。なお,落札者の決定日までに資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格となります。

表2 基礎審査における要求水準確認項目

本確認項目は、要求水準書に示す事項の内、定量的に適否の判断が可能なものを中心に、水準を満たしていない場合失格となる項目を提示したものです。

本確認項目以外の項目についても、要求水準書の趣旨から大きく逸脱するなど、明らかに要求水準を満たしていないと判断される場合は失格となります。

大項目	中項目	小項目	確認内容	確認欄
①形態規制	a) 建築基準法関係	1) 建ぺい率, 容積率	建ぺい率 50%以内, 容積率 100%以内となっている。(敷地面積は 33,000 m ² とする。)	
		2) 建築物の各部分の高さ	道路斜線, 隣地斜線による高さが制限の範囲内となっている。	
②校舎・屋内運動場・その他施設	a) 必要諸室の有無		要求水準書「別紙6 整備対象施設(校舎・屋内運動場・その他施設)」に記載の必要諸室がもれなく提案されている。	
	b) 必要諸室の配置等	1) 共通	要求水準書「別紙6 整備対象施設(校舎・屋内運動場・その他施設)」において, 指示された面積の範囲内に計画されている。	
		2) 普通教室	全日制課程と定時制課程の普通教室は区分して配置されている。計 25 教室設置されている。	
		3) 1階に配置する室	1階に事務室, 校長室, 応接室, 生徒相談室, 保健室, 定時制保健室(定時制相談室含む), 進路指導室, 進路資料室, 生徒指導室, 多目的教室, 図書室を配置している。	
		4) 校長室と応接室	校長室と応接室(兼小会議室)は隣接させている。	
		5) 生徒指導室と進路指導室・進路資料室	生徒指導室と進路指導室・進路資料室は隣接させている。	
		6) 多目的教室と図書室	多目的教室と図書室は隣接させている。	
		7) 保健室, 生徒相談室, 定時制保健室	保健室, 生徒相談室, 定時制保健室(定時制相談室含む)は隣接させている。保健室と定時制保健室はパーティション等で分けている。	
		8) 調理教室	調理教室は, 食材の搬入経路や運搬距離に配慮している。	
		9) 職員室と倉庫・印刷室	職員室に倉庫を隣接させ, 印刷室を近接させている。	
		10) 定時制の普通教室, 職員室, 同会議室, 生徒会室	定時制の普通教室, 職員室, 同会議室, 生徒会室は2階に設置している。	
		11) 食堂	食堂は, 定時制生徒の移動経路や距離に配慮している。	
12) 生物準備室と化学準備室	生物準備室と化学準備室は隣接させている。			

大項目	中項目	小項目	確認内容	確認欄
		13) 便所	便所は男女別としている。 管理室部分に教員・事務職員用の便所を設置している。車椅子使用者用便所を各階に1箇所以上設けている。多目的便所を1箇所、地域開放に考慮した場所に設けている。	
		14) アリーナ	必要な体育施設が整備されている。	
		15) 体育器具庫	アリーナに面した位置に計画されている。	
		16) ステージ (屋内運動場)	ステージの奥行きは5m以上が確保されている。 ステージ下は体育館用椅子が収納できる。	
		17) 部室 (便所含む), 倉庫	グラウンドに近接している。(倉庫は安全性やグラウンドの機能性等を勘案した計画の場合には, グラウンド予定地に配置することは可能)	
		18) 渡り廊下等	渡り廊下等により校舎と屋内運動場が接続されている。	
		19) 駐輪場	400台が確保されている。	
		20) 駐車場	来客用10台が確保され, 区画線にて明示されている。駐車場の1台は, 車椅子使用者用駐車区画を設けている。	
		21) 駐車可能スペース	80台程度が駐車できる空地が確保されている。(区画線は不要, 分散配置可能)	
	c) 必要諸室の規模等	1) アリーナ	最低天井高が7m以上, 中央天井高が12m以上確保されている。	
		2) 武道場	最低天井高4.5m以上確保されている。	
		3) トレーニング室	最低天井高3.2m以上確保されている。	
	d) 必要設備の有無	1) 電気設備, 機械設備	様式6-6に必要設備がもれなく提案されている。	
③屋外体育施設	a) 必要施設の有無		要求水準書「別紙7 整備対象施設(屋外体育施設)」に記載されている施設がもれなく提案されている。	
	b) 必要施設の配置等	1) テニスコート	野球場・サッカー場・陸上トラックと重複していない。	
		2) バレー・バスケットコート	バレーコートとバスケットコートの兼用はしていない。野球場・サッカー場・陸上トラック及びテニスコートと重複していない。	
	c) 必要施設の規模	1) 野球場	HB～レフト, ライト70m確保されている。HB～センター100m確保されている。	
		2) サッカー場	90m×75m確保されている。	
		3) 陸上トラック	300mトラック1面, 100m直線6コースが確保されている。	
		4) テニスコート	テニスコートが3面確保されている。一団の土地として整備されている。	
		5) バレー・バスケットコート	バレーコート3面, バスケットコート2面が確保されている。	
		6) アーチェリー場	20m×50mが確保されている。	

大項目	中項目	小項目	確認内容	確認欄
④事業スケジュール	a)建設業務	1) 新設に係る工事	引渡し日は、平成20年2月1日である。	
	b)解体等業務	2) 解体に係る工事	完了日は、平成20年9月30日以前である。	
⑤維持管理業務	a)建築物等維持管理業務	1) 右記の項目について提案されている。	定期保守点検業務、クレーム対応、一般管理業務、修繕業務	
	b)設備維持管理業務	1) 右記の項目について提案されている。	定期保守点検業務、クレーム対応、一般管理業務、修繕業務	
	c)屋外体育施設・外構等維持管理業務	1) 右記の項目について提案されている。	定期保守点検業務、剪定業務、害虫防除、施肥業務、除草業務、クレーム対応、一般管理業務、修繕業務	
	d)環境衛生管理・清掃業務	1) 右記の項目について提案されている。	環境衛生管理業務、定期清掃業務、一般管理業務	
	e)大規模修繕・光熱水費削減の提案	1) 右記の項目について提案されている。	大規模修繕の提案、光熱水費削減の提案	

表 3 総合審査における評価項目及び配点

審査項目	評価項目	評価の視点	配点	様式番号
①新設施設の設計業務に関する事項			60点	
a) 敷地の利用計画	1) ゆとりがあり、機能ごとにまとまりのある利用しやすい施設配置計画, 屋外体育施設及び外構整備の計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設配置計画において、敷地全体を通じたゆとりの創出と各機能のまとまりと連携の確保に工夫がみられるか。 生徒等の動線計画に工夫がみられるか。 地域解放時における利用者の利便性確保に関する工夫や学校管理上の配慮がみられるか。 植栽, 構内舗装, 囲障, 校門等の外構において、潤いある豊かな外部空間づくりへの工夫がみられるか。 グラウンドにおける防球・防矢対策等安全確保に対する工夫がみられるか。 駐車場（外来者駐車場及び駐車可能スペース）や駐輪場の配置について安全性・利便性に関する工夫がみられるか。 	10点	様式 6-9 ※様式 6-2 ～6-8 は ①項目共通 で該当
b) 諸室の配置計画及び各室計画	1) 全日制課程と定時制課程の両生徒が円滑に生活・学習できるなど、様々な利用形態に対応した、使いやすい諸室の配置計画及び動線計画	<ul style="list-style-type: none"> 諸室間の機能相関と利便性とに留意した諸室配置及び動線計画となっているか。 要求水準書に示す諸室配置の考え方を実現する方策に工夫がみられるか。 全日制課程と定時制課程の両生徒の学習・生活の場として、豊かで潤いのある空間の創出に工夫がみられるか。 外観や内部空間について、学習・生活の場にふさわしいデザイン的工夫がみられるか。 	10点	様式 6-10
	2) 高機能かつ多機能な学習環境を実現する各室計画	<ul style="list-style-type: none"> 全日制及び定時制の併設等、可部高校における教育環境の特色を踏まえた提案がみられるか。 将来的な学習環境の変化も踏まえ、高度情報化への対応など多様な教育の実施や柔軟な学習システムに対応するための工夫がみられるか。 共用部分について良好な教育環境形成のための工夫がみられるか。 	5点	様式 6-11

審査項目	評価項目	評価の視点	配点	様式番号
	3) 採光・通風・換気・遮音等に配慮するなど快適かつ健康的な室内環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・室内（屋内運動場含む）の採光・通風・換気・照明設備等良好な学習環境を確保するための工夫がみられるか。 ・界壁や外壁の遮音，床の衝撃遮音に特段の工夫がみられるか。 ・VOC 対策に関する工夫がみられるか。 	3点	様式 6-12
	4) 変化に対応できるフレキシビリティの高い計画	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の機能や技術変化，学級数の変化及び教育内容の変化等に施設全体で柔軟に対応できる工夫がみられるか。 	2点	様式 6-13
c) 地域への配慮等	1) 可部地区や可部高校の特徴等に配慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> ・可部地区の特徴（景観，歴史，風土，文化，産業等）を活かした提案がみられるか。 ・可部地区の高台に位置する立地条件を活かした提案がみられるか。 ・現在の可部高校の特徴や歴史を活かした提案がみられるか。 ・現在の可部高校敷地内の既存樹木の活用や，記念碑の措置に関する提案に工夫がみられるか。 	7点	様式 6-14
	2) 施設整備が周辺住民に与える影響に配慮した施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・砂塵（防風）及び騒音，夜間照明による光害防止等，施設整備が周辺住民に与える影響を最小化するための工夫がみられるか。 	3点	様式 6-15
d) 環境への配慮及びライフサイクルコストの低減	1) 地球全体の環境への負荷軽減に配慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ 発生抑制，廃棄物の発生抑制，リサイクル材の利用による省資源化など，地球環境及び周辺環境の負荷軽減に関する提案がみられるか。 	5点	様式 6-16
	2) ライフサイクルコストの低減に配慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建築下地材及び仕上げ材料及び設備機器について，耐久性や強度確保に関する工夫がみられるか。 ・ライフサイクルコスト低減に資する設備システムや機器の提案がみられるか。 ・県が実施する大規模修繕も考慮し，長期にわたり修繕コストの低減が図られる工夫がみられるか。 ・建築物及び設備の更新性・メンテナンス性の向上に関して工夫がみられるか。 ・日常清掃など，学校側の維持管理を容易にするための工夫がみられるか。 	7点	様式 6-17

審査項目	評価項目	評価の視点	配点	様式番号
e) 快適で安全な施設計画	1) バリアフリー等ユニバーサルデザインへの積極的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー等ユニバーサルデザインに対する工夫がみられるか。 ・校内の安全確保について有効な提案がみられるか。 ・利用者にとって分かりやすいサイン計画が提案されているか。 	5点	様式 6-18
	2) 防犯性に配慮した計画及び耐震性・防災性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・計画上の防犯対策に工夫がみられるか。 ・地震や火災等の災害時に生徒や教職員、地域住民を守るための工夫がみられるか。 	3点	様式 6-19
②新設施設の建設業務及び既存施設の解体等業務に関する事項			10点	
a) 新設施設の建設業務	1) 建設業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、悪臭、粉塵等の公害発生、交通渋滞その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を最小限にするための工夫がみられるか。 ・SPC 設立や各種申請の日程等、着工前の手続から施設引渡しまでの具体的かつ妥当なスケジュール計画となっているか。 ・不測の事態が生じた場合でも、スケジュールを遵守するための信頼できる具体的な対策が提案されているか。 ・品質確保について有効な提案がみられるか。 	4点	様式 7-2
b) 既存施設の解体等業務	1) 解体等業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、悪臭、粉塵等の公害発生、交通渋滞その他、解体工事が近隣の生活環境に与える影響を最小限にするための工夫がみられるか。 ・着手から跡地整備までの具体的かつ妥当なスケジュールが提案されているか。 ・不測の事態が生じた場合でも、スケジュールを遵守するための信頼できる具体的な対策が提案されているか。 	3点	様式 7-3
c) 地球環境保全に配慮した施工計画	1) 地球環境保全に配慮した施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新築工事時において、産業廃棄物の発生抑制、環境に配慮した建設機械の使用、リユース・リサイクル材の活用など地球環境保全に配慮した具体的な提案がみられるか。 ・解体工事時において、環境に配慮した建設機械の使用、リサイクル・リユースなど産業建設廃材の処理方法に工夫がみられるか。 	3点	様式 7-4

審査項目	評価項目	評価の視点	配点	様式番号
③新設施設の維持管理業務に関する事項			15点	
a) 建築物等維持管理業務	1) 建築物の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の性能及び状態を適切に維持できる提案となっているか。 ・クレーム対応等, 学校運営が円滑に行われるための提案に有効性があるか。 ・点検, 保守の頻度に妥当性があるか。 	3点	様式 8-2
b) 設備維持管理業務	1) 設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び提案	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の性能及び状態を適切に維持できる提案となっているか。 ・クレーム対応等, 学校運営が円滑に行われるための提案に有効性があるか。 ・点検, 保守の頻度に妥当性があるか。 	2点	様式 8-3
c) 屋外体育施設・外構等維持管理業務	1) 屋外体育施設・外構等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び提案	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外体育施設・外構等の機能と環境を維持される提案となっているか。 ・クレーム対応等, 学校運営が円滑に行われるための提案に有効性があるか。 ・各業務の実施頻度に妥当性があるか。 	3点	様式 8-4
d) 環境衛生管理・清掃業務	1) 各業務の管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び提案	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生管理の各業務の管理項目, 作業内容, 及び清掃ごとの作業方法等が適切に提案されているか。 ・学校運営が円滑に行われるための提案に有効性があるか。 	2点	様式 8-5
e) 大規模修繕計画の提案	1) 長期に亘り, 建物性能を維持し資産価値を保全するための改修計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最小化につながる有効な提案がみられるか。 ・大規模修繕の考え方や実施時期等の提案に妥当性があるか。 	3点	様式 8-6
f) 光熱水費削減の提案	1) 長期に亘り, 光熱水費の削減を可能とするための計画及び提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最小化につながる有効な提案がみられるか。(設計面での提案も含む) 	2点	様式 8-7
④事業計画全般に関する事項			15点	
a) 本事業を確実に実施できる適切な業務執行体制	1) 業務実施体制, 役割分担, 各業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループ構成企業が分担するリスクについて, リスクヘッジの方策が具体的に示されており, 実効性があるか。 ・その他, リスク管理に関して有効な提案がみられるか。 	5点	様式 5-2～5-4
b) リスク管理方針と対策	1) 事業期間中に顕在化する恐れのあるリスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の安定性及び継続性を高めるための有効な工夫がみられるか。 ・運転資金不足時の対応策が具体的に示されており, 実効性があるか。 	3点	様式 9-3

審査項目	評価項目	評価の視点	配点	様式番号
c) 事業の安定性・継続性	1) 事業の安定性確保に向けた対応策，運転資金の不足に対する対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の安定性及び継続性を高めるための有効な工夫がみられるか。 ・運転資金不足時の対応策が具体的に示されており，実効性があるか。 	3点	様式9-4
	2) 適切な事業収支計画，キャッシュフロー計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な採算性を確保し，無理の無い収支計画となっているか。 	2点	様式9-5
d) 地域社会経済への配慮	1) 地域社会経済への配慮についての考え方・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり，地域社会経済に対して配慮した提案がみられるか。 	2点	様式9-6
⑤ サービス購入料に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ・県が支払うサービス購入料を合計した額の現在価値化した値が最も低いもの(1位)を満点とし，次順位以下は，1位の金額との比率を用いて算出します。 ・計算式 得点＝配点×(最低提案金額 / 当該入札参加者の提案金額) 	100点	様式9-2
合 計			200点	